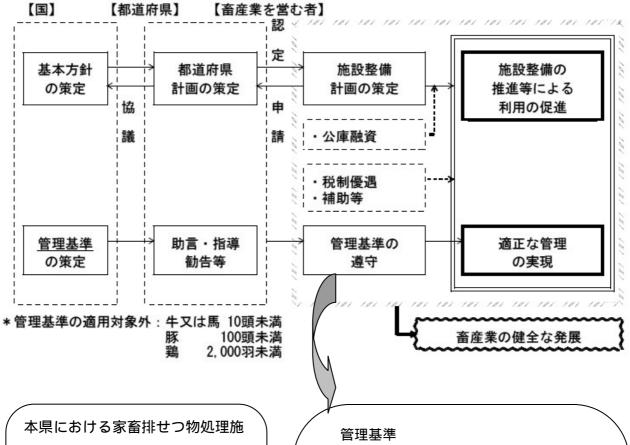
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の概要

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の基本的枠組み



設の整備力所数

平成10年度から16年度までに 5 1 2 力所 整備

施設の構造に関する基準

- ふんの処理・保管施設は、床をコンクリー トその他の不浸透性材料で築造し、適当な 覆い及び側壁を有するものとすること
- ・ 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンク リートその他の不浸透性材料で築造した 構造の貯留槽とすること

家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- 家畜排せつ物は、施設において管理するこ ىل
- ・ 送風装置等を設置している場合には、その 維持管理を適切に行うこと
- ・ 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を 行うこと
- 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、 処理量について記録すること等

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について

1. 基本的考え方

- (1) 家畜排せつ物は、これまで、畜産業における資源として、農 産物や飼料作物の生産に有効に利用されてきたところである。
- (2) しかしながら、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高 齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の資 源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に 関する問題も生じている。
- (3)他方、我が国全体において資源循環型社会への移行が求められるとともに国民の環境意識が高まる中で、家畜排せつ物について、その適正な管理を確保し、たい肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなどその資源としての有効利用を一層促進する必要がある。
- (4) このため、畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずることにより、我が国畜産の健全な発展を図るものとする。

2. 経緯

- (1)「家畜排せつ物法」については、平成11年7月22日に成立。
- (2) その後、法律について周知を図りながら、政省令案等について検討 を進めてきた結果、本法は同年11月1日から施行。本法の施行と併せ 各種支援措置を講ずることにより、畜産環境問題の解決に努めていると ころ。

3. 法律の概要

|(1) 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

○ 管理基準の遵守

① 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等 を内容とする管理基準の策定

◎ 管理基準

◇施設の構造に関する基準

- ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとすること
- 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不 浸透性材料で築造した構造の貯留槽とすること

◇家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・ 家畜排せつ物は、施設において管理すること
- ・ 送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に 行うこと
- ・ 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・ 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること等
- ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理
- ③ 都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施 小規模畜産農家については、管理基準は適用しない。

 牛
 10頭 未満
 ・ 豚 100頭 未満

 鶏 2000羽 未満
 ・ 馬 10頭 未満

④ 管理基準の適用については、必要な経過期間(最大で5年間)を 設定。

「施設の構造に関する基準 : 5年間 家畜排せつ物の発生量等の記録:3年間

|(2)家畜排せつ物の利用の促進のための措置|

① 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

② 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容と した計画の作成

③ 金融上の支援措置

- ア 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定 (都道府県知事)
- イ アの認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資 (施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の賃借料の全 額一括支払い等に必要な資金を融通)